

オバマ大統領とタックスヘイブン埋蔵金

1 タックスヘイブン埋蔵金とは何か

米国上院の国家安全保障及び政府に関連する事項等を管轄する委員会 (Committee on Homeland Security and Government Affairs) の下部組織に 国外のタックスヘイブン、タックスシェルターの乱用、租税回避等のプランを立案して事業としている専門家等の活動を調査して、公聴会及び調査を行い、同委員会スタッフによる報告書等を作成・公表している小委員会 (Permanent Subcommittee on Investigations) がある。

この小委員会は、長年にわたりタックスヘイブン及びタックスシェルターの乱用等を追及し、関係者からの状況の聴取等に基づいて多くの報告書等を公表している。この小委員会の委員の一人であったのが、オバマ新大統領（当時は上院議員）である。当時のオバマ上院議員は、レビン及びコールマン上院議員とともに、オフショア・タックスヘイブンにおける租税回避等を追及してきたのである。

同小委員会が公表した報告書等のうち、本論に関係のあるものとしては次のようなものがある。

- ① The Role of Professional Firms in the U.S. Tax Shelter Industry, April 13, 2005.
- ② Tax Haven Abuses : The Enablers, The Tools and Secrecy, August 1, 2006.
- ③ Tax Haven Banks and U.S. Tax Compli-

ance, July 17, 2008.

- ④ Dividend Tax Abuse : How Offshore Entities Dodge Taxes on U.S. Stock Dividends, September 11, 2008.

そして、この一連の調査等及び後述するタックスヘイブン乱用の事例等を契機として、国外のタックスヘイブンの利用とタックスシェルターを乱用して米国の租税を不適切に回避することを制限することを目的としたタックスヘイブン乱用防止法案 (Stop Tax Haven Abuse Act : 以下「乱用防止法案」という。) が2007年2月17日にレビン、コールマン、オバマら3人の上院議員により提案されたのである。

この一連の動向が今後注目を集める理由は、同小委員会の有力メンバーの一人であったオバマ上院議員が大統領になったことである。そして、米国財政がサブプライムローン問題に端を発した不況により悪化したために歳入増加を必要としていること、さらに、タックスヘイブンを乱用しているとされる個人等が富裕層であることから、これらの者に対して追徴課税強化策を講じることが国民の支持を得やすいと想定できること等が原因として考えられることである。

乱用防止法案の提案者の一人であるレビン上院議員によれば、米国では、タックスヘイブンの乱用等による課税漏れ額が毎年1,000億ドル（約9兆円）あると発言している（2008年2月21日付けの同小委員会からのプレスリリースにおけるレビン上院議員の発言）。なお、タック

Topics of International Taxation

スペインの乱用等による課税漏れ額約9兆円のうち40%から70%が個人で残りが法人等と推計されている。

我が国の平成21年度予算編成において「霞が関埋蔵金」を利用する事が取り沙汰されているが、上記の1,000億ドルは、そのもじりでいえば、米国にとって今後税収増を望むことできる「タックスペイン埋蔵金」といえるものである。

そして、上記に掲げた報告書であるが、いずれも実例を同小委員会スタッフが聞き取りして、細かな分析を行っている。タックスペインに関する検討としては、1981年に米国内国歳入庁等に提出されたゴードン・レポート (Gordon, Richard A., "Tax Haven and Their Use by United States Taxpayers—An Overview") が包括的なタックスペインの研究として有名であるが、前記②は、370頁に及ぶ膨大な報告書であり、ゴードン・レポートに匹敵するものといえよう。

2 今後の動向

乱用防止法案は、タックスペイン及びタックスシェルター等の乱用による租税回避等に対抗する措置であり、上記の小委員会等の活動の成果であるといえる。

米国以外では、OECDが「有害な税競争」として、タックスペインと先進国間の情報交換の促進等の活動を行い、EUは、EUの他の加盟国等に資金が流出して、国外預金等が増加したために国外の利子所得の把握が困難になったとして、EU加盟国にはEC指令により、それ以外の欧洲各国（リヒテンシュタイン、イス等）及びカリブ海にある英蘭の海外領土とは

利子所得等租税条約を締結して、国外利子所得の把握に努めているところである。

これらの各国が改めてタックスペイン乱用を目の当たりにしたのは、リヒテンシュタインの銀行からの顧客名簿持ち出し事件により明らかになった同国の財團等を利用したEU、米国、オーストラリア等の居住者による脱税事件と、スイス最大手の銀行であるスイス・ユニオン銀行による米国居住者に対する脱税帮助事件である。この二つの事件に対する報告書が前記③であり、この事件を契機としてタックスペイン等の乱用防止の機運が高まったのである。

さらに、前記③の報告書に、国際共同タックスシェルター情報センター (Joint International Tax Shelter Information Centre : 略称「JITSIC」)への日本の参加について記載されている（同報告書31頁）。JITSICは、国際的な税務執行協力の一環として2004年に、オーストラリア、カナダ、英国と米国の4か国がその連絡事務所をワシントンに開設し、2007年5月に日本がこのメンバーに加入し、さらに、ロンドンにも第2の事務所が開設されている。したがって、税務執行の側面からも国際協力体制が出来上がりつつあるといえる。

米国では、2009年秋頃には、乱用防止法案の成立を巡って議会における審議が行われるといわれているが、オバマ大統領が今後タックスペイン、タックスシェルター乱用防止に熱意を示した場合、日本においても同様の税務問題が生じていることから、注目を集めることになる。

中央大学商学部教授

矢内 一好